

議案第102号

世田谷区保健所設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区世田谷保健所の位置を変更する必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区保健所設置条例の一部を改正する条例

世田谷区保健所設置条例（昭和50年3月世田谷区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「東京都世田谷区世田谷四丁目22番35号」を「東京都世田谷区世田谷四丁目24番1号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年12月13日から施行する。